

東アフリカの国内向け農産品 マーケティング・ボードの性格

よし だ まさ お
吉 田 昌 夫

〈目 次〉

はじめに

I 歴史的背景

1. 第2次大戦前の発展
2. 第2次大戦による変化

II 小麦ボード

III トウモロコシ・ボード

IV 酪農品ボード

結 び

はじめに

これまでになされてきた農産品マーケティング・ボードの研究は数多いが、その多くはマーケティング・ボード研究の一里塚となった P. T. Bauer の *West African Trade* (1954) を初めとして輸出用農産品を扱ったものが多かった。これは発生史的に見て、マーケティング・ボードの多くが第2次世界大戦中に、旧イギリス領植民地とイギリス本国との一括買付制度遂行上の必要から設立されたものであり、したがってイギリス本国に必要な食糧および原材料を対象として造られたものであったからである(注1)。戦後もこれら輸出用農産品マーケティング・ボードは、世界市場価格の変動から生産者価格を切り離すことによって安定化する機能や、輸出税あるいは低生産者価格によって得られるボード余剰金を強制貯蓄する機能、協同組合育成の機能等一連の、場合によっては相互に矛盾する機能を負った多目的政府機

構として存続し、またその数は現在ますます増加しつつある。

これに対して国内向け農産品マーケティング・ボードは主として海外の安い農産品との競争から国内生産者を保護する目的で設立されたものであるが、その総数は比較的少なく、輸出向け農産品のボード研究に見られるような経済開発との関連で国内向け農産品ボードの問題が議論されたことは少なかったし、またその現存するボードが理念ではなく現実にはどのような役割を果たしているかという実態の分析は今までにあまりなされていないように思われる。

この小論は、ケニア、ウガンダ、タンザニア(1964年にタンガニーカとザンジバルが合邦し、1965年にタンザニア連合共和国と名づけられた)の3国からなる東アフリカ地域において主要な国内向け農産品である小麦、トウモロコシ、および酪農品を選び、この3商品の販売機構の歴史的な変遷をとらえ、その上に立ってこの地域の国内向け農産品マーケティング・ボードの性格を明らかにすることを試みるものである。

ここではマーケティング・ボードという言葉をも J. C. Abbott と H. C. Creupelandt の次のような定義づけに則して解釈してゆきたい。すなわちマーケティング・ボードとは「政府によって設立され、第1次農産品あるいは加工された農産

品の生産者および取扱者に対し法的な強制をなす権限が与えられた公的団体である。それは運営費調達のため生産物に課税することのみに強制の権限を持つ勸告ボードないしは産業振興ボード、生産者や商人の市場販売を規制し便宜をかれらに提供する権限を持つボード、幾多の行政的方法により価格を安定させる権限を持つボード、および法的独占あるいは他の商企業と競争のもとに自己の商取引を行なうボードを含む」(注2)。

(注1) 東アフリカにおける一括買付制導入とマーケティング・ボード設立に関しては拙稿「第2次世界大戦と東アフリカ農産物販売機構の変化」、『アジア経済』、昭和41年年12月号参照。

(注2) J. C. Abbott and H. C. Creupelandt, *Agricultural Marketing Boards: Their Establishment and Operation*, FAO Marketing Guide No. 5, Rome, 1966, p. 1.

I 歴史的背景

1. 第2次大戦前の発展

東アフリカ3国には長い対外共通輸入関税と域内商品自由移動の歴史がある。ケニアとウガンダの関税が統一されたのは1917年のことであり、タンガニーカの関税が他の二地域と完全に同一のものとなったのは1927年のことである。東アフリカ三地域の中でもケニアはヨーロッパ人入植者が多く、いわゆるホワイト・ハイランドといわれた高地地域で温帯性作物(小麦、大麦、トウモロコシ等)の農場を営み、また酪農経営を導入したという点で、他の熱帯性農産品中心の二地域とは非常に異なった農業の形態をとることとなった。ケニア政府はヨーロッパ人入植者を保護するために、これら温帯性農産品に比較的高率の輸入関税を課したが、対外共通関税のシステムが存在したことにより、ウガンダおよびタンガニーカもこれにならい、

ここに三地域にまたがる統一市場にケニア産の温帯性農産品の供給が行なわれることになった。

以上のような関税保護のもとでの温帯性農産品の生産増大の例として、ケニアにおける小麦生産の伸びを見たものが第1表である。

第1表 ケニアの小麦生産と輸入関税(1921~28年)

年度	小麦作付面積 (エーカー)	小麦収穫積 (エーカー)	生産量 (袋=200lb)	輸入小麦の平均価格 (cwt. 当たり £/sh/cts)	平均輸入関税率(従価税換算%)
1921	7,858	4,999	12,913	1-11-10	18.0
1922	13,696	10,593	28,531	1-2-04	25.4
1923	15,429	15,158	35,793	0-16-04	34.9
1924	20,910	19,599	55,920	0-16-28	34.4
1925	21,085	23,996	61,067	0-18-80	29.8
1926	43,763	30,627	80,069	0-18-52	30.2
1927	65,036	49,601	120,569	0-18-24	30.7
1928	88,429	75,102	173,958	0-17-18	32.6

(注) 小麦年度は8月1日~7月31日である。8月1日以後に作付けされた小麦は表1の作付面積中に含まれていない。従価税換算は、1922年9月27日に設定された従量税100ポンド当たり5シリングを基準として計算。

(出所) Kenya, *Report of the Kenya Tariff Committee, 1929*, pp. 36~37.

これに対してウガンダおよびタンガニーカに不満が現われ、1929年に三地域の代表からなる関税協議会が開かれた。このときウガンダが表明した不満というのは次のようなものである。すなわち「ウガンダは輸入関税収入を失い、その見返りとしての安価で十分な物資供給を受けるということもない。例をあげれば限りがないが、小麦粉、ベーコン、チーズおよびバターが主要な例としてあげられるであろう」(注3)。

ケニア産品保護に関する以上のような対立は、世界恐慌の波が押し寄せて来た1930年に開かれた東アフリカ三地域の総督会議で一応の妥協を見た。この会議で対外共通関税率の上昇は一応回避され、その代わりに留保関税(Suspended Duty)を課すことの自由が各地域に許された。このためあ

る商品には一定率または一定額以内の留保関税を
対外共通関税にうわ乗せすることが可能となっ
た。けっきょく留保関税の導入はウガンダとタン
ガニーカの関税率をすえおき、小麦、小麦粉、バ
ター、チーズについてケニアが他の二地域より高
い輸入関税を課す結果となったのである^(註4)。

関税保護に加えてケニアの温帯性農産品は、東
アフリカの鉄道貨物運賃に低額の国産品レート
(Country Produce Rates) を適用することによって
保護されていた^(註5)。この差別的鉄道運賃政策も
ウガンダおよびタンガニーカの攻撃的であった
が、第2次大戦前はその撤回は実現されなかった。

以上のような種々の保護政策のもとで、ヨー
ロッパ人入植者による温帯性農産品生産は拡大して
いったが、これを激しくゆさぶったのが、1929年
に始まる世界的な経済恐慌であった。

東アフリカにおいては、アフリカ人農業はいま
だに生存経済的な性格が強く、ウガンダのように
アフリカ人小農による商品作物(綿花)の生産が
始まってきている場所もあったが、総じて商品経
済に組み込まれた度合は非常に低かったといっ
てよいであろう。土地も共同体的所有形態をとり、
金貸しに負債を負う農民も存在しなかった^(註6)。

これに対してヨーロッパ人入植者は多額の借入
金による資本投下を土地ならびに施設、機械に対
して行なっており^(註7)、その生産物価格の急落に
対する抵抗力は非常に弱い立場にあった。しかし、
ヨーロッパ人入植者は当時のケニアにおいて強い
政治力を持っていたので^(註8)、ケニア政府を動か
して種々の救済策を試みた。

なかでも重要な救済策と考えられていたのが農
産物販売機構の変革であった。1920年代にはケニ
アの小麦は東アフリカの需要をほぼ満たせるほど
になり、トウモロコシおよび酪農品特にバターは

むしろ輸出向けとして海外市場に進出していた。
この時期の農産物は自由市場で売られていたわけ
であるが、経済大恐慌によって海外市場の価格が
下がると、保護関税で守られた東アフリカ域内市
場での販売が海外市場よりも格段に魅力のある市
場となった。

しかし域内市場は考えられたほど大きなもので
はない。人口が大きくないうえに1人当たりアフ
リカ人の商品需要は非常に低かったからである。
このような条件下で域内市場で競争することによ
り生産者価格が下がった場合最も不利になるのが
ヨーロッパ人入植者たちであった。このためかれ
らは自己の生産する農産品に関する販売機構を政
府介入によって一元化し、その運営の実権を握る
ことによって域内市場への供給量を自己に有利に
制限しようとしたのであった。この経過を(1)小麦、
(2)トウモロコシ、(3)酪農品について見てみよう。

(1) 小麦

大恐慌前の2年間は小麦生産量が急速に伸び、
将来輸出に向かうことが予想されていたが、海外
市場価格の下落により小麦生産者は作付面積を縮
小した。このため第2表に見られるように、ケニ
アの小麦収穫面積は1928/29年度の8万2951エー
カーから1932/33年度の3万0114エーカーに減っ
た^(註9)。このため小麦の供給が域内需要^(註10)を下
回り、生産者価格は急速に回復した。

小麦の生産はこれまでほとんどヨーロッパ人入
植者のみによって行なわれており、恐慌以前には
ケニア農務局もアフリカ人小農に小麦を導入しよ
うとして種子の配布を行なっていたが、1931年以
降はそれも事実上停止してしまった^(註11)。ヨーロ
ロッパ人入植者はケニア農場主組合(Kenya Farmers
Association Ltd.—KFA)という大多数の小麦およ
びトウモロコシ生産者を会員に持つ強固な協同組

合を組織しており、植民地の境を越えてタンガニーカの少数のヨーロッパ人入植者も会員としていた。このKFAがヨーロッパ人入植者による小麦およびトウモロコシ流通改革運動の推進団体となるのである。

1930年にケニア政府は立法審議会にはかつて、小麦販売法 (Sales of Wheat Ordinance, 1930) を通過させた。この法によれば、総督が小麦販売のための代理業者を指定し、全小麦生産者はこの代理業者のみに小麦を売ることができ、また代理業者は提供された小麦は必ず買わねばならない。販売代金はプールされ、同一品質の小麦には同一価格が代理業者によって支払われる。すべての製粉業者は登録制となり、代理業者によって小麦が配分されることとなった^(註12)。そして代理業者には当然のごとくKFAのみが指定されたのである。

KFAは1927年に Unga Ltd. という製粉業を始めていたが、小麦販売法が Unga Ltd. を強め、他の製粉業者を買収合併して独占的地位を確立するのに役だったことは否定できない。1930年にはアジア人系所有のものを含む10企業が製粉業者として存在し互いに競争していたが、1938年には Unga Ltd. はほとんど独占的な地位につき、東アフリカの小麦粉需要の95%を製粉するに至った^(註13)。

この独占に対抗するためにアフリカ人生産の小麦を利用しようとしたインド系アジア人企業家があった。1939年にケニア立法審議会で一議員より、アフリカ人生産の小麦に小麦販売法の例外規定を適用して、代理業者を通さないでアジア人製粉業が買い付けることができないかという質問があった際、農務局長は「そのような措置をとれば当該企業は不当に得をし他の製粉業者に不公平となるから許可できない」と答えている^(註14)。したがってアフリカ人小農はKFA以外の流通径路を使って小麦

第2表 ケニア小麦の生産者価格と生産量
(1927/28～38/39年)

年 度	収穫面積 (エーカー)	生産量 (袋=200lb)	平均生産者価格* (グレード平均) (袋当たり sh/cts)	推 定 収入額 (£1000)
1927/28	75,102	173,958	18—54	161
1928/29	82,951	228,141	15—40	176
1929/30	63,217	293,468	13—19	194
1930/31	68,815	194,337	9—27	90
1931/32	43,168	86,862	13—73	60
1932/33	30,114	63,498	15—77	50
1933/34	35,001	145,581	15—83	115
1934/35	42,682	180,205	14—76	133
1935/36	52,135	152,964	13—33	102
1936/37	63,000	222,000	16—17	179
1937/38	57,174	185,731	17—91	166
1938/39	63,531	274,814	16—50	227

(注) *KFA プール価格平均。

(出所) Kenya, *Report of the Economic Development Committee, 1935.*

Kenya, *Dept. of Agriculture Annual Reports, 1934~1939.*

Kenya, *Agricultural Census, 1934~38.*

K. F. A., *Directors Report and Summary of Accounts, 1928~1939.*

生産販売を始めることはできなかったのである。

(2) トウモロコシ

トウモロコシの場合は小麦と異なり、その生産の大部分がアフリカ人小農によるものである。トウモロコシが東アフリカにおいて、それまでのヒエ (millet) やモロコシ (sorghum) にしだいに取ってかわって主食用穀物となってきたのは今世紀にはいつてからのことである。1930年代までにはケニアではほぼ全土、タンガニーカにおいても広範な部分でトウモロコシはアフリカ人の主食となったが、その急速な伝播にヨーロッパ人経営のエステートの果たした役割は、大きかったと考えられる。エステートで雇用する労働者に対しては例外なくトウモロコシ粉で作った食物が支給されたからで、これが味をおぼえた移動労働者によって自己の畑に作付けされるきっかけとなり、またエステート近辺の小農が商品化のためにトウモロコシ生産を始めたと思われる。したがってエステート

の少ないウガンダでは、トウモロコシが主食とはならなかった。

ヨーロッパ人入植者のトウモロコシ生産が急速に伸びたのは、1922年に経済および財政の調査にあたったボーリング委員会(Bowring Committee)がケニア政府に対して、ケニアの輸出増大と鉄道の貨物を増大させるために、トウモロコシ生産を拡大することを勧告して以来のことである。第3表に見られるように、ヨーロッパ人による生産量は急速に増加しているが、1931年まではその大部分が輸出に向けられていた。その輸出の扱いはKFAによってなされていたのである。

大恐慌はこのヨーロッパ人生産者の楽観的な輸出向け生産への指向をくつがえした。1929年にK2規格の輸出向けトウモロコシの駅渡価格は1袋12シリングであったものが1930年には1袋4シリングに急落した^(注15)。1930年12月にはケニア政府はトウモロコシ問題処理会議を開き対策をねった。その結果は1930/31年度の輸出向けトウモロコシの価格にうわ乗せする価格補助金総額10万8000ポンドを政府が支出することになった。その他にも鉄道運賃の割引きや検査料の割戻し等種々の救済策が講じられたのである^(注16)。

ヨーロッパ人入植者はトウモロコシも小麦と同じように販売機構を一元化し、売上金をプールして生産者に支払うべきだと主張した。1935年の経済開発委員会(Economic Development Committee)報告書はこの主張を支持し次のように述べている。「KFAのように輸出トウモロコシの90%を扱うような団体がある場合には、その団体のメンバー以外の生産者はメンバーより高い利益を得ることができる。……非メンバーは全量を価格の高い域内市場で売り、輸出市場の低価格の負担を全然になわぬ。アフリカ人生産のトウモロコシはほ

ぼ全量がこの範疇にはいる」^(注17)。ここに明白に見られるように、販売機構一元化の構想の実体は、アフリカ人生産者にも輸出市場向けの相対的な低価格販売を負担させ、域内市場へのトウモロコシ供給を減少させて、ヨーロッパ人生産者に域内市場への進出を計ったものということができるであろう。

この線にそってトウモロコシ管理法案が作成され、1936年3月24日付けの官報に一般討議のための案として発表されたが、これに対しては反対が強くけっきょく実現を見なかった。トウモロコシはアフリカ人の主食であるため政府内でも安価な主食確保に大きな関心が払われており、またコーヒー、サイザル麻等のエステート所有者から、同案は労賃を上げるものであるとの強い反対が出ていたのである^(注18)。

トウモロコシ管理法が実現しなかったため、KFAは市場でアフリカ人生産のトウモロコシを買い付けねばならなかった。このようなKFAの要請もあり、また在来の輸出向け農産品価額の低下をなんとかして他の農産品輸出で補わねばならないという政府からの要請もあって、1935年には現住民農産物販売法(Marketing of Native Produce Ordinance, 1935)が成立した。この法令はウガンダとタンガニーカに1932年に制定された同様の法令とともに^(注19)、アフリカ人生産のある種の農産物の買付人を許可制にし、また買付所をおく場所を決める権限を総督に与えて、農産物を扱う商人の数を制限し、ある場合には地域的な独占買付許可証を与えて競争を排除し、また検査を強化して品質を改善し、それによって輸出を拡大しようとする意図したものであった。この法令によってインド系アジア人が農産物の取引から排除されるとして反対運動が高まったが^(注20)、実際には既得権を得て多

くのアジア人商人の立場はむしろ強化され、アフリカ人は新規参入の道を断たれて農産物流通部門にほとんど参与できなくなる結果になるのである。

ともあれケニアにおいてはトウモロコシが同法による指定農産物に含まれ、KFAは独占権こそ得られなかったが、地方行政区所有の倉庫の使用等政府の便宜的なはからいもあって、アジア人商人と競争しながらアフリカ人生産のトウモロコシの

第3表 ケニアのトウモロコシ輸出とヨーロッパ人入植者によるトウモロコシ生産(1920~40年)

年	ヨーロッパ人収穫面積 ⁽¹⁾ (1000エーカー)	ヨーロッパ人生産量 ⁽²⁾ (1000袋)	全輸出量 ⁽²⁾ (1000袋)	全輸出額 ⁽²⁾ (£ 1000)	平均輸出価格 F. O. B. (シリング/袋)
1920	32	317	188	114	12.1
1921	31	165	29	15	10.3
1922	57	339	217	146	13.5
1923	75	518	490	250	10.2
1924	107	837	652	381	11.7
1925	130	893	683	417	12.2
1926	158	927	520	281	10.8
1927	178	1,315	1,001	506	10.1
1928	177	1,089	500	306	12.2
1929	205	1,099	434	310	14.3
1930	234	1,859	1,245	566	9.1
1931	201	1,650	1,042	420	8.1
1932	161	763	289	118	8.2
1933	164	1,140	635	213	6.7
1934	113	747	246	105	8.5
1935	n. d.	n. d.	671	185	5.5
1936	118	1,012	813	233	5.7
1937	n. d.	n. d.	408	199	9.8
1938	113	968	660	259	7.9
1939	n. d.	n. d.	568	223	7.9
1940	94	618	204	103	10.1

(注) n. d. はデータなしを表わす。

(1) 表示の年に終わった穀物年度 (crop year) による。

(2) 正確にはケニアおよびウガンダのトウモロコシ輸出量および輸出額、しかしこの時期にウガンダからの輸出はネグリジブル。

(出所) Kenya, *Agricultural Census*, 1920~1934, 1936, 1938.

Kenya, *Food Shortage Commission of Enquiry Report*, 1943.

Kenya, *Annual Report of Agriculture*, 1922, p. 9.

Kenya, *Blue Book*, 1926~1938.

Annual Trade Reports of Kenya and Uganda, 1938~1940.

買付を増していったのである(注21)。この結果、アフリカ人生産のトウモロコシの商品化は著しく促進されたが、これを表わしたのが第4表である。

第4表 ケニアのアフリカ人小農によるトウモロコシ生産の商品化(1936~40年)

年	Nyanza Province (検査数量) (1000袋)	Central Province (District外への) (販売量) (1000袋)	計 (1000袋)
1936	157	180	337
1937	247	193	440
1938	314	384	698
1939	400	326	726
1940	556	176	732

(出所) Kenya, *Food Shortage Commission of Enquiry Report*, 1943, p. 10.

(3) 酪農品

ケニアにおける酪農製品、特にバターおよびチーズの製造が始まったのは1912年のことである。1928年までにヨーロッパ人入植者の酪農協同組合は3団体存在し、おのおのが酪農品加工工場を持っていた。大恐慌が襲ってきた1930年にこの3団体の合併が決まり、1931年2月1日をもって、約300人のメンバーを持つケニア酪農協同組合 (The Kenya Co-operative Creamery Ltd. — 略称 KCC) として統合発足した(注22)。当時KCC会員以外にも酪農経営を行なうヨーロッパ人入植者も多く、また当然ながらアフリカ人牧畜民は飲用牛乳を自給自足しており、その余剰は他のアフリカ人あるいはアジア人に販売されるようになってきていたと考えられる。東アフリカ市場が狭いので、KCCが最初から輸出市場に主として向いていたことは、KFAのトウモロコシの場合と同様であった。

この状態が大恐慌によって破れたのも、前に見た2産品の場合と同じ理由からであった。1936年の『ケニア酪農調査報告書』(Report of the Dairy Industry Enquiry Committee, 1936)は、1931年ごろの状態を次のように述べている。すなわち「工場は

第5表 KCC バターの生産と販売 (1932~40年)

年度 ⁽¹⁾	会員数	1級バター脂肪の平均生産者価格 (cents/lb)	バター生産量 (1000lb)	バター域内販売量 (1000lb)	バター輸出販売量 (1000lb)
1932	311	82.30	1,019	433	650
1933	350	72.23	1,080	431	818
1934	383	64.9	1,264	537	733
1935	437	56.25	1,732	540	1,155
1936	493	74 ⁽²⁾	2,739	468	2,118
1937	553	79.80	2,710	597	2,391
1938	638	94.37	2,797	717	2,377
1939	680	93.07	2,887	942	2,040
1940	758	100.81	3,312	1,071	2,082

(注) (1) 6月30日に終わる年度。(2) 1936年5月の価格。

(出所) M. F. Hill, *Cream Country*, Nairobi, 1956.

Kenya, *Dept. of Agriculture Annual Reports*, 1932~1939.

バター全生産量の約3分の1を東アフリカ域内市場に卸し価格1ポンド当たり1シリング50セントで売り、残りを1ポンド当たり約80セントで輸出した^(注23)。

1931年より域内で売られるバターには1ポンド当たり25セントの税 (Butter Levy) がかけられることになり、その税収入を輸出向けバターの価格補助金としてあてる措置がとられたが^(注24)、域内価格と輸出価格の差は増すばかりであった。1936年の『酪農調査報告書』はこの状態を解消する方法として、小麦の場合と同様な全生産量を強制的にプール販売するための機構として、酪農品管理ボード (Dairy Produce Control Board) の設置を勧告したのである^(注25)。

トウモロコシの場合と同じく、ボード設置の法案が作成され、検討のために関係諸団体、個人に配布されたが、政府は1937年末になってもいまだに考慮中であるとして行動を起こさなかった。その理由としては、やはりアフリカ人生産の酪農品を管理することはほとんど不可能に近いという点をあげることができるであろう。このころすでにナイロビおよびモンバサの両都市に供給されてい

たアフリカ人生産の飲用牛乳は相当な量にのぼっていたのである^(注26)。

世界市場におけるバター価格はしだいに回復し KCCによるボード設置の運動もそれに従って弱くなった。第5表はこの期間の KCC のバター原料の生産者価格と生産および輸出量を見たものである。

2. 第2次大戦による変化

第2次世界大戦の勃発によって事情は一変した。海上輸送が困難になって食糧自給の要請が増したと同時に、ケニアに多数のアフリカ人部隊が駐屯したために需要が急速に大きくなった。また1942年ごろには中東戦線への食糧供給源としての東アフリカというものが考えられたこともあって、政府はあらゆる手段を使って食糧増産に努めたのである。

以上のような要請から東アフリカの三政府とも戦時管理政令 (Defence Regulations) のもとに、主要食糧の販売に関する厳重な統制を行なった。したがって戦前ヨーロッパ人入植者が主張してきた販売統制が、ここで一気に実現することとなるのである。これまで自由市場のもとにあった家畜 (肉牛) 販売もケニア家畜販売管理部 (Kenya Livestock Control) の指示のもとに東アフリカ三地域の販売協力が行なわれるまでになった。

小麦とトウモロコシには1942年の穀物増産法 (The Increased Production of Crops Ordinance, 1942) によって、ケニアとタンガニーカの両地域に固定買上げ価格制がしかれた。この法令のもとでヨーロッパ人生産者は、作付面積に対する一定額の保証を受けることになり、その最低額の保証 (Guaranteed Minimum Return) に対して前金払いを受ける制度を持つという特権を得た^(注27)。

トウモロコシに関しては、ケニアにおいては

1942年のDefence (Control of Maize) Regulationによってトウモロコシ販売管理部 (Maize Control) が設置され、ヨーロッパ人とアフリカ人生産のトウモロコシ全体の唯一の買付販売機関となった。Maize Controller は代理業者を認可する権限を持ち、製粉業者の許可権を持ち^(注28)、製粉を委託しその料金を決定する権限を持つことによって、流通部門の徹底的な統制にあたった。

ヨーロッパ人生産のトウモロコシはKFAがMaize Controlの代理業者として取り扱うことになったが、アフリカ人生産のものは在来の多数のアジア人およびアフリカ人商人を代理人として認可し、買付所での生産者価格、買付人の手数料、運送費等は全部固定された。

ウガンダでは1942年にDefence (Controlled Produce) Regulationsによって、タンガニーカでも同名の政令によって、トウモロコシ、大豆等の豆類、米、落花生、ゴマ等に固定価格が導入され、穀類統制官 (Produce Controller) によって販売管理がなされるようになった。しかし三地域とも、その人数さえも明らかでないアフリカ人小農の生産物販売を管理するということが、簡単にできるはずもなく、当時の比較的高い固定価格に反応して商品化された部分が増えたことは推測できるが、依然としてアフリカ人生産の大部分は自家消費にまわされるか、狭い範囲の地場市場で自由販売されていたのである。したがって前述の政令もこの事情に合わせた例外項目を入れねばならなかった^(注29)。

この時期で特筆しなければならないのは、東アフリカ全体に共通の穀物 (大部分はトウモロコシ) プールが設置され、各地域が自己の需要以上の余剰生産分をこのプールに売り、また自己の供給が需要を下回った場合にはプールから引き出すというシステムが、1942年から1952年まで存在したこ

とである。このような各地域を越えた全東アフリカ単位の自給体制をとったことは、東アフリカのように気候条件、特に雨量の安定している地域が片寄っており、また収穫時期がおのおのずれている場所では、きわめて合理的であったといわねばならない。

この東アフリカ穀物プール (East African Cereals Pool) は当時存在した東アフリカ生産供給会議 (East African Production and Supply Council) のもとに、ケニアのMaize Controlが運営にあたった。メンバーとしては、ケニア、ウガンダ、タンガニーカのほかに、ザンジバル、セイシェル諸島、東アフリカ鉄道港湾局および東アフリカ駐在の軍隊が独立のメンバーとして加入していた。同地域の穀物海外輸出入はプールによる許可によってのみ行なわれることが定められていた。

第6表はEast African Cereals Poolの業務を総括したものである。同表で明らかのように、ウガンダはトウモロコシの余剰生産地域であり、タンガニーカはプールからの購入地域であった。ケニアはわずかな余剰地域であったが、プールへの搬入量が多いのは、プールがケニアのMaize Controlの倉庫を使用していたため、ケニアの域内消費分をストックの回転のためにプールに入れて操作したためである。海外からの輸入が大きかったのは1943年と44年だけで、他の年は相当量輸出している。このような地域協力は10年間続いたが、会計上の原則が定まっておらず繁雑であったのと、ケニアが1952年以降トウモロコシの生産者価格を大幅に引き上げることを望んだため、これを嫌ったウガンダとタンザニアとの調整がつかず解体することになった^(注30)。

ともあれ戦後1952年ごろまでは、戦時中設立された多くの製品の販売管理機構がそのまま維持さ

第6表 東アフリカ穀物プール運営の実績(1942/43~1951/52年度) (単位: 1袋200重量ポンドのもの1000袋)

終了年度	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	計
(a)前年度よりの在庫	—	21	499	188	66	323	78	226	352	310	
(b) ケニアからの買付量 (うちトウモロコシ)	nil	1,193	1,150	759	1,132	587	1,004	1,204	1,244	1,472	9,745
(c) ウガンダからの買付量	—	—	(1,121)	(357)	(856)	(504)	(813)	(1,153)	(1,057)	(1,472)	(7,332)
(d) タンガニカからの買付量	—	243	465	91	422	467	217	266	107	—	2,278
(e) 不明	—	17	35	65	28	81	—	—	46	33	305
(f) 計=(b)+(c)+(d)+(e)	nil	1,453	1,650	915	1,582	1,135	1,253	1,470	1,402	1,631	12,491
(g) 輸入量	507	1,155	—	—	68	—	—	20	—	—	1,750
(h) 買入総計 (a)+(f)+(g)	507	2,629	2,149	1,102	1,717	1,458	1,331	1,716	1,753	1,941	14,241
(i) ケニアへの販売量	206	1,322	1,031	455	368	536	313	379	758	864	6,232
(j) ウガンダへの販売量	—	176	20	7	4	27	83	26	44	40	427
(k) タンガニカへの販売量	280	242	196	337	400	36	368	843	nil	—	2,422
(l) ザンジバル、セイシェルス諸島、 軍隊、東アフリカ鉄道港湾機構、 ならびに損耗収縮分を含む	—	390	340	218	163	164	128	105	112	86	1,706
(m) 輸 出 量	nil	nil	374	19	459	617	213	11	529	951	3,174
(n) 販売総計	486	2,130	1,961	1,036	1,394	1,380	1,105	1,364	1,443	1,941	14,241

(出所) Kenya Maize Marketing Board, *The East African Cereals Pool Files*.

Kenya, "The Maize Industry", *Sessional Paper No. 6 of 1957~58*.

れたのである。

(注3) Uganda, *Report of the Customs Tariff and Railway Rates Committee*, 1929, p. 4.

(注4) *Annual Trade Report of Kenya and Uganda*, 1930, p. 3 および 1931, p. 2.

(注5) R. Gibb, *Report on Railway Rates & Finance in Kenya, Uganda & Tanganyika Territory*, cmd. 4235, London, 1933 参照。

(注6) 東アフリカ3地域とも非アフリカ人がアフリカ人より借金を取り立てることを法律上不可能にしていた。East Africa Credit Trade with Natives Ordinance, 1903, Tanganyika, Credit to Native (Restriction) Ordinance, 1923 および Uganda, Sale of Goods Ordinance, 1930 を参照。

(注7) 1932年末にケニアのヨーロッパ人入植者の負債は総額 211 万6000ポンドに達していたと推定されている。Kenya, *Interim Report of the Agricultural Indebtedness Committee*, 1936, p. 9 参照。

(注8) ヨーロッパ人入植者は当時 Lord Delamare をリーダーとして、The Convention of Associations という政治団体を組織していた。

(注9) 1932/33年度にはイナゴ害のため、収穫面

積は作付面積の縮小を上回って減った。

(注10) このころの小麦の需要は、ほぼヨーロッパ人系およびアジア人系の住民に限られていたと思われる。現在ではアフリカ人のパン食も増加してきている。

(注11) 1930年以降農務局 (Department of Agriculture) 年次報告は同局の費用でアフリカ人小農に配布した時付け用種子の量を記録しているが、1931年より35年までは小麦の種子は全然配布されていない。

(注12) The Sales of Wheat Ordinance, 1930, *Kenya Ordinances*, pp. 713~716.

(注13) E. Huxley, *No Easy Way*, Nairobi, 1957, p. 119. 戦後に、以前 Unga Ltd. の社員であった者によりアジア人系の Maida Ltd. が設立されたので寡占的な状態に変わった。

(注14) Kenya, *Legislative Council Debates*, Vol. VII, Second Series, 1939, p. 546.

(注15) Kenya, *Food Shortage Commission of Inquiry Report*, 1943, pp. 9~10.

(注16) E. Huxley, *op. cit.*, p. 109.

(注17) Kenya, *Report of the Economic Development Committee 1935*, p. 61.

(注18) Kenya, *Legislative Council Debates*,

Vol. II, 1935, p.1042.

(注19) Uganda, The Native Produce Marketing Ordinance, 1932 および Tanganyika, The Trades Licensing (Amendment) Ordinance, 1935.

(注20) インド政府はその事情調査のため K. P. S. Menon を東アフリカに派遣した。K. P. S. Menon, "Report on Marketing Legislation in Tanganyika, Uganda and Kenya", *Gazette of India Extraordinary*, Simla, 24th June 1935 がその報告書である。

(注21) Kenya, *Dept. of Agriculture Annual Report*, 1939, Vol. I, p.122.

(注22) M. F. Hill, *Cream Country*, Nairobi, 1956, p.35.

(注23) Kenya, *Report of the Dairy Industry Enquiry Committee*, 1936, p.1.

(注24) Kenya, The Butter Levy Ordinance 1931, *Ordinances, 1931*, p.130.

(注25) Kenya, *Report of the Dairy Industry Enquiry Committee*, 1936, p.19.

(注26) Kenya, *Dept. of Agriculture Annual Report*, Vol. I, 1936, p.146.

(注27) The Increased Production of Crops Ordinance, 1942, *Kenya Ordinances 1942*, pp.7~24.

(注28) ケニアのトウモロコシ製粉業は Unga Ltd. 以外には小規模のアジア人およびアフリカ人所有のものが多かった。

(注29) Kenya, *Food Shortage Commission of Enquiry Report*, 1943, p.74.

(注30) ウガンダの前 East African Production and Supply Council のメンバーとのインタビューによる。

II 小麦ボード

ケニアにおいては前述のとおり、1930年の Sales of Wheat Ordinance によって、すでに現存の機構の大部分が形成されてしまったといつてよいであろう。

この法令によって小麦の販売機構は一元化され小麦買付は實際上 KFA が独占的に行なうこととなったが、その運営について勧告する Wheat

Advisory Board が設置されていた。これを受けついで1952年の小麦産業法(Wheat Industry Ordinance, 1952) によって新たに小麦ボード(Wheat Board) が設立されたのである。

ケニアの小麦ボードは農務大臣に対する勧告ボードであつて、執行ないしは財政的権限はなんら持っていない。ボードの勧告の範囲は、小麦、小麦粉および小麦飼料に関する買付、加工、販売の全体の問題についてであり、これには輸出および輸入も含まれている。また製粉業者の許可、製粉工場処理能力の拡張、小麦の製粉工場への配分、流通経費、製粉に最も適した小麦品種を増産させるための価格体系、ケニア産小麦および小麦粉の東アフリカ域内市場および海外市場での販売見込みの問題等、非常に広範囲な問題にわたつて小麦ボードは勧告することができるのである(注31)。

小麦生産者価格は毎シーズン、農務長官によって決定され、一定額に固定されるが、その決定に当たつては、小麦ボードの勧告を考慮せねばならないことはいふまでもない。しかしそのほかにもヨーロッパ人入植者が中心となつた農場経営者の圧力団体である Kenya National Farmers' Union (KNFU) や、数年前までは存在していた特定地域穀物生産者ボード [Cereal Producers (Scheduled Areas) Board] という KNFU の穀物委員会が独立してできたボードとも相談することになっていた(注32)。したがつて小麦生産者価格決定にはこれらヨーロッパ人生産者が大きな発言権を持っているといつても過言ではないであろう。最近のアフリカ人の入植計画の進展に従つて、ケニアのアフリカ人による小麦生産も伸びつつあるが、第7表に示すようにその生産量は、1964年においてもケニア全体の生産量13万1200トンに比べて1100トンにすぎずいまだに僅少である。

タンガニーカにおいては第2次大戦を契機として小麦生産が伸びたが、その生産の大部分はやはりヨーロッパ人入植者によるものであった。ことにキリマンジャロ周辺の北部州において主として生産されたので、地理的な近さからその大多数はKFAのメンバーであり、ケニアの生産者と完全に同一行動をとっていた。タンガニーカの独立の際KFAのタンガニーカ在住の会員はTFAという名の別個の組織を設立したが、その役割は1959年に設置された小麦ボードの代理業者としてタンガニーカで生産される小麦を一元的に買い付け、販売するというものであり、ケニアにおけるKFAとほとんど変わるところがない。タンガニーカの小麦ボードもケニアのものと同じく、生産者価格を決定する大臣（この場合は当初商工大臣）に対する勧告ボードであり、また製粉業者の許可、原料の配分等を通じて製粉業者に関する多くの発言権を持っていた^(注33)。タンガニーカの小麦製粉業としては、ケニアのUnga Ltd.の子会社であるTanganyika Millers Ltd.が大きなシェアを持ち^(注34)、その他アジア人系所有のものが少数存在した。

1965年はタンガニーカがザンジバルとの連合後新たにタンザニアという国名を採択した年である

が、この年に小麦ボードはNational Wheat Boardと名を変え、行政的措置をとることができるよう再組織された。次いで1967年2月の全製粉業の国有化の措置により、タンザニアにおける政府による小麦産業の管理は非常に強いものとなった。

このようなタンザニアの動きは、これまで東アフリカ3国間に存在した小麦製粉および販売に関する協定を変革しようとする一つの動きとみなすこともできるであろう。これまでは東アフリカ共同役務機構(EACSO)の中に同機構の代表を含む調整委員会が存在しこの3国間の協議の場所となっており、東アフリカ全体の製粉工場処理能力の拡張はこの委員会の許可がなければ行なうことができないしくみになっていた。また小麦の工場間配分にも協約ができていたのである^(注35)。

したがって過去10数年間KFAとUnga Ltd.を流通基盤として持つケニアのヨーロッパ人生産者の意向を反映した全東アフリカの秩序が一応でき上がっていたのであるが、この秩序に対してタンザニア側の持つ不満が、小麦供給に関する決定権獲得に続いて、製粉業国有化という最も激しい対抗措置を取らせたと見ることもできよう。

第7表 東アフリカの小麦生産(1955~64年) (単位:1000トン)

年度 ⁽¹⁾	ケニア			計	タンザニア		計
	平均生産者価格 ⁽²⁾ (シリング/袋)	ヨーロッパ 人生産量	アフリカ 人生産量		ヨーロッパ人生産量	アフリカ人生産量	
1955/56	51.00	120.9	—	120.9	n. d.	n. d.	4.2
1956/57	52.66	125.1	—	125.1	n. d.	n. d.	4.8
1957/58	51.68	102.1	—	102.1	n. d.	n. d.	3.9
1958/59	52.33	96.2	—	96.2	5.6	0.4	6.0
1959/60	48.62	126.7	0.7	127.4	n. d.	n. d.	7.3
1960/61	46.62	99.5	0.2	99.7	n. d.	n. d.	11.7
1961/62	46.93	83.1	1.0	84.1	n. d.	n. d.	5.5
1962/63	46.93	111.6	1.1	112.7	n. d.	1.4 ⁽⁴⁾	17.3
1963/64	47.92	130.1	1.1	131.2	n. d.	n. d.	18.8
1964/65	47.00	139.0 ⁽³⁾	2.0 ⁽³⁾	141.0 ⁽³⁾	n. d.	n. d.	20.8

(注) (1) ケニアについては穀物年度、タンザニアについては暦年(例、1955/56年はタンザニアの場合1955年)。

(2) 1級小麦1袋200ポンドの保証価格、袋代を含まず、賦課金差引前。(3) 推測値。(4) 北部州のみ。

(出所) Kenya, *Statistical Abstract*, 1965. Tanganyika, *Annual Report of the Ministry of Agriculture*, 1962. Tanganyika, *Wheat Production in Tanganyika*, Min. of Agriculture Bulletin No. 9. Tanzania, *Background to the Budget*, 1966~67.

(注31) Kenya, *Report of the Committee on the Organization of Agriculture*, 1960, p. 69.

(注32) *Ibid.*, p. 65.

(注33) Tanganyika, *Wheat Production in Tanganyika*, by N. R. Fuggles-Couchman, Min. of Agriculture Bulletin No. 9, p. 20.

(注34) ウガンダでは小麦を生産しないが、やはり Unga Ltd. の子会社である Uganda Grain Milling Co., Ltd. がある。

(注35) Kenya, *The Economic Development of Kenya*, by IBRD Economic Survey Mission, 1962, p. 95.

III トウモロコシ・ボード

トウモロコシは東アフリカ（特にケニアとタンザニア）の大部分のアフリカ人住民の主食用穀物であり、その社会的重要性においては小麦をはるかに上回るものであるといえる。したがってこれまで問題が起こるごとにトウモロコシ問題調査委員会が設置され、報告書が出されてきた。

ケニアにおいては1952年にイボットソン委員会(The Board under the Chairmanship of Sir William Ibbotson on the Marketing of Maize and Other Produce)が報告書を出したが、同報告書は大戦中に設立された政府のトウモロコシ管理部が戦後の状況に合わなくなってきていることを指摘し、法によって設立される独立的なマーケティング・ボードの必要を主張した。ボードは「農務長官に対して輸出余力の予想について勧告し、農務長官の指示に従ってその輸出業務を遂行すること、十分な量を良好な状態で国内に貯蔵しておくこと、国内需要を満たすための販売業務を行なうこと」を任務とするが、集荷、貯蔵、販売等の実際の業務はKFAや設立予定のニアンザ州マーケティング・ボードその他認可された買付人等の代理業者にまかせボード自身は比較的少人数の管理部を持つことに

する、等の点が同報告書によって勧告された^(注36)。

自由化は全然問題にされず、当時の輸出価格が高かったという事情から次のような議論がなされた。すなわち「国内価格は経済全体の利益のために政府の政策によって輸出価格より低くおさえられている。もしこのような政策が公平の原則からなされたものであるならば、生産物をプール販売するなんらかのシステムがなければならない。それがなければ個々の生産者は競って輸出して高い価格を享受しようとし、したがって国内への供給が欠乏するであろう」というものである^(注37)。また同報告書は将来輸出価格が国内価格よりも低くなるような場合においても、一元的に販売する機構が必要であると述べている。

ケニア政府はイボットソン委員会報告書の勧告を受け入れることを決定したが、ちょうど当時勃発したマウマウ事件と、これに対する非常事態宣言の発令、政府の財政的窮乏、1952/53年度の不作等により、その実現は1959年まで実際には延期された。

イボットソン委員会が調査にあっていた時期に、ケニアのヨーロッパ人生産者は政府に対して生産者価格改定の圧力をかけた。すでにヨーロッパ人生産のトウモロコシの主産地である Trans Nzoia 地域では、1950年11月に生産者の会合で、「1950年度作付のトウモロコシの生産者価格を決定するため、および将来の価格決定を政治的その他外部の圧力から守るためにどのような恒久的な機関を設けたらよいかについて勧告するために、ケニア外から専門委員を任命することを政府に要請する」という決議を行なっていた^(注38)。この要請を政府は受け入れて L. G. Troup が任命されたのである。

トループによるケニア高地の農業経済に関する

報告書は1952年5月に提出され、ヨーロッパ人生産者による生産コストが明らかにされた。トループはこの生産コストに基づいて一定の方式を作成し、将来この方式から生産者価格を決定するよう政府に勧告したのである。すでにこの方式を使って1951年度のトウモロコシの生産者保証価格は、前年度の1袋30シリング30セントから35シリングに引き上げられていた。

1954年には政府とヨーロッパ人生産者との取決めにより、1957/58年度までトループ方式を価格決定に使用することが定められた。第8表で明らかかなように、1950年代を通じてトループ方式はヨーロッパ人生産者の高いコストに基づいた計算により、高いトウモロコシ価格を固定したことになったのである。したがってけっきょくこの方式はケニアのある特定の集団の政治的圧力を防いだものではなかった。

この期間に世界市場におけるトウモロコシ価格は下落したがケニアにおいては高価格に支えられて消費者の犠牲のもとに生産が伸び、大量のストックをかかえて低価格で輸出せざるをえない状態に陥った。1954年の政府と生産者間の取決めでは、トウモロコシの輸出によって得る利益または損失は生産者に還元される（あるいは生産者が負担する）べきものであるとされていた^(註39)。このため同年に輸出会計基金 (Maize Cess Fund) が設置され、損失に対してはアフリカ人生産者からの買付分を含む全買付量に一定の賦課金 (Export Cess) を課するシステムが取られることとなった。賦課金は1954年には1袋当たり3シリングであった。

1959年にはトウモロコシ販売法 (Maize Marketing Ordinance) が制定され、今までのトウモロコシ管理部 (Maize Control) に代わって、トウモロコシ・マーケティング・ボード (Maize Marketing Board)

が設立された。その機能は以前とほとんど変わるところがなかったが、より独立的な性格のものとなり、製粉業者への介入の度合はさらに強まった。同ボードは生産者価格と消費者価格の双方をある程度引き下げる任務を負わされていた。この理由としてはトウモロコシ販売法案の討議資料として立法審議会に提出された Sessional Paper に、次のように説明されている。

(1) トループ方式と政府・生産者間の取決めによって、生産者価格はトウモロコシ産業のみならず経済全体に害をおよぼす点にまで上昇した。

(2) もしトウモロコシの価格が低下すれば、国内の食糧としての消費および畜産業への用途のために、大きな貢献をすることができる。

(3) Maize Control に与えられていた権限によっては、生産者価格と消費者価格の差が拡大していくのを止めることができなかった^(註40)。

しかしながら Sessional Paper は、アフリカ人生産のトウモロコシの商品化には非常に消極的であり、国内需要をこれに頼るのは危険で、したがって頼れるのはけっきょくヨーロッパ人生産のもの輸入によるものであると述べている^(註41)。このような考え方の上に立って設立されたボードがヨーロッパ人生産者のコストを無視して生産者価格を大きく引き下げることはまず考えられなかったといえるであろうし、アフリカ人からの供給をいかにしたら増すことができるかという問題は、第二義的な事柄として以上にはとらえようとしないといえるであろう。

それではケニアのトウモロコシ・マーケティング・ボードとアフリカ人生産者とのかわり合い方はどのようなものであろうか。

アフリカ人のトウモロコシ生産量に関して最初の信頼するに足る推計ができたのは、1960/61年度

のケニア・アフリカ人農業サンプル・センサスによってである。このサンプルからアフリカ人トウモロコシ作付面積は、244万0500エーカーであると推定された。これに平均エーカー当たり5袋の単位生産量をかけると生産量1222万4300袋と計算される。この数字にセンサスの範囲外地域の推定作付面積45万エーカーからの生産量を加えれば、1960/61年度のアフリカ人による全生産量は約1447万4300袋（1袋は200ポンド）と計算される^(注42)。これを同年度のアフリカ人からのボード買付量70万6000袋（第8表参照）と比較して見れば、いかにアフリカ人全生産量のうちわずかの部分しかボードに売られていないかが判明する。もちろん同年が平均的な年であったかどうかは、その後センサスが行なわれていないのでわからないが、前述の数字を基にして1966年のトウモロコシ問題委員会報告書は、「大規模農場（ヨーロッパ人系）は全生産量の90%以上を売るが、小農（アフリカ人）は10%以下しかボードに売らない」と述べている^(注43)。

この10%以下という数字は必ずしもそのままアフリカ人生産者のトウモロコシ商品化率を意味しない。法によっても生産者自身の住むDistrict（県）内での自由販売は認められているからであり、各Districtごとに需要、供給の関係によって価格の決定される地場市場（local market）が成立している。この地場市場価格は下限をボードの買付所価格で支持されていると考えられるが、上限はボードによる販売価格（selling price）に近いところまでいくわけである。ボードのアフリカ人生産地域の買付所価格と販売価格のギャップは第8表の第2項と第3項によって示されるようにきわめて広いので、特に不作の年など地場市場で相当大量のトウモロコシが、取引されていると考えられる。

さらに District 間の自由取引は法で禁止されて

いるとはいえ、広大なケニアにおいてこれを取り締まることは非常に困難である。さらに東アフリカ3国間の価格差を利用してケニアのみならずタンザニアおよびウガンダにまたがる密輸も多い。密輸は特にウガンダがトウモロコシの自由市場を持っているため、不作、豊作の程度、季節のうつり変わり等に応じて方向が変化するような移動が盛んに行なわれているといわれる。

第9表はアフリカ人生産地域の買付所における生産者価格と、駅渡生産者保証価格との差の内訳を見たものである。ヨーロッパ人生産者は自己所有のトラックで駅まで生産物を運搬できるので後者の価格から輸出賦課金を引いたものを受け取ることができるが、アフリカ人はこれができないので、ボードに売の場合は認可買付人（現在大多数はアフリカ人）の店へ持って行くことになる。その場合定められた買付人手数料や運送費等を差し引かれ、しかも地方税（District Council Cess 現在は County Council Cess と呼ばれる）や輸出賦課金をも差し引かれるため、前者の価格は後者の価格よりはるかに低くなる^(注44)。これが不作年あるいは端境期にボードへの販売を減少させ、地場市場が栄える原因となる価格差を生み出すのである。

豊作年の刈入れ時には逆に地場市場というものはほとんど成り立たなくなり、生産者の余剰はどっとボードに流れ込むことになる。このような形で管理市場と自由市場が併存している場合には、管理市場への販売量は供給側の変化によって極度に不安定なものとなるのである。また自由市場側は法律によって各 District 外に発展することを許されないため需要に限度があり、アフリカ人生産物商品化を有効に促進する役割を果たしえない。けっきょくこのような市場の二重構造はアフリカ人小農生産のトウモロコシの国内市場形成という

観点からは、あまり高い評価はできないということになる。

ケニアのトウモロコシ・マーケティング・ボード自身も、自己の機能に対する批判が多いのにかんがみ^(注45)、1961年11月に内部委員会を設置して、ボードがより柔軟な活動ができるような勧告をさせることになった。同委員会 (Working Party) の報告書は、種々の提案がなされたことを述べているが、その中でも注目されたのが K. P. Shah の提案であった。この案の骨子は、あらかじめ固定された最高生産者価格と最低生産者価格の間で販売を自由市場取引にまかせるというもので、自由市場は国内のみならず東アフリカ3国にまたがる形が考えられていた。政府は価格安定ボードを組織し、市場価格が最低価格まで下がったときに買入に乘出し、最高価格まで上がったときにストックを放出するという形で、間接的な市場介入をす

る。この案は東アフリカという一国単位より広い市場の中で、気候的に安定した地域を主産地とするものの可能性や、アフリカ人小農生産トウモロコシの商品化を促進する可能性の点で秀れたものを持っていたが、けっきょくボードの採用するところとはならなかった^(注46)。

1963年には V. G. Mathews による調査報告書が政府に提出された。同報告書は現存するボードの機能保持を勧告したが、当時より導入され始めた交配種 (hybrid) トウモロコシが生産性を飛躍的に高めうる可能性を指摘し、生産者価格を段階的に低下させることを勧告した^(注47)。この勧告に従って1963年度は以前より1袋当たり3シリング安い32シリング50セントの保証価格がつけられ、64年にはさらに1シリングの低下が発表された。しかし64年の中ごろに生産量の急速な縮小に気づいたボードは7月25日付けで価格を1シリング引き

第8表 ケニアのトウモロコシ価格とボード買付量および輸出入量

作付年度	駅渡保証生産者価格 (シリング/袋)	アフリカ人生産者買付所価格 (Bungoma地区) (シリング/袋)	ボード倉庫 渡販売価格 Bungoma 駅倉庫 (シリング/袋) (袋代込み)	平均輸出価格 F. O. B. (シリング/袋)	非アフリカ人より買付量 (1000袋)	アフリカ人より買付量 (1000袋)	ボード買付量合計 (1000袋)	海外輸出入量 (1000袋)	海外輸出入量 (1000袋)
1950	28.80	13.65	} n. d.	41.68	763	982	1,745	346	—
1951	30.30	22.82		58.59	812	1,083	1,895	228	—
1952	38.25	29.75		62.40	728	745	1,473	765	—
1953	38.72	30.17		50.82	742	1,380	2,122	120	337
1954	38.15	27.70	} 48.25	39.40	1,005	1,299	2,304	514	1
1955	38.15	26.85		38.55	1,081	649	1,730	864	—
1956	39.98	30.33	50.20	37.70	896	637	1,533	47	nil
1957	39.98	27.33	50.20	36.81	979	779	1,758	253	1
1958	37.00	22.00	50.20	34.08	893	938	1,831	1,096	1
1959	35.60	23.10	44.80	35.91	779	880	1,659	608	1
1960	35.50	24.30	42.80	34.62	880	706	1,586	103	nil
1961	35.50	31.40	47.65	35.20	869	774	1,643	2	1,126
1962	35.50	28.60	47.65	30.52	1,150	1,083	2,233	663	282
1963	32.50	23.55	40.15	32.68	583	502	1,085	963	—
1964	32.50	26.55	n. d.	33.68	601	522	1,123	10	3
1965*	32.50→37.00	27.85→31.90	50.05	35.48	n. d.	n. d.	3,867	2	894

(注) *1966年1月1日より価格変更。

(出所) Kenya, *Sessional Paper No. 6 of 1957/58*.

Kenya, *Maize and Produce Control, Balance Sheets and Accounts*, 1952~1959.

Kenya, *Subsidiary Legislation*, 1957~1958.

Kenya, *Maize Marketing Board Annual Reports*, 1960~1964.

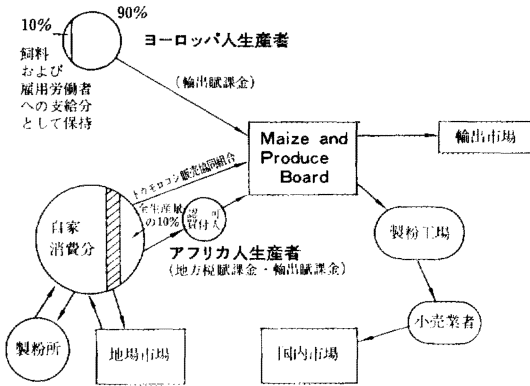
Kenya, *Statistical Abstract*, 1965.

Kenya, *Report of the Maize Commission of Inquiry*, 1966.

West Kenya Marketing Board より筆者の得たデータ。

上げる措置をとった。この措置も効果も現わさず、1965年には大規模な欠乏と、販売機構の混乱が起こった。そして1966年に再び調査委員会が任命され、トウモロコシ・マーケティング・ボードはトウモロコシおよび穀類ボード (The Maize and Produce Board) として再出発することとなるのである。

第1図 ケニアにおけるトウモロコシ市場販売経路 (1966年)



第9表 ケニアのトウモロコシ・マーケティング・ボードの第1次買付コスト例(アフリカ人地域) (1962/63年度)

	Elgon Nyanza District (シリン グ/袋)	Meru District (シリン グ/袋)
買付所生産者価格	28.60	23.00
第1次買付人手数料	0.90	0.80
均一プール運送賃	1.00	1.50
第2次買付人手数料	0.70	0.60
第2次運送費	—	2.30
販売経費	0.80	0.60
品質検査費	—	0.05
貯蔵および収縮	—	0.35
African District Council 賦課金	2.00	3.00
駅渡中間生産者価格	34.00	32.20
付差	0.50	0.95
輸出賦課金	1.00	2.35
駅渡保証生産者価格	35.50	35.50

(出所) Kenya, Maize Marketing Board Annual Report, 1963, Annexure 12.

以上ケニアにおけるトウモロコシの販売機構を検討してきたわけであるが、この問題はけっきょく東アフリカ全体を一つの市場とする方向に向かうかどうかにより将来の展望も分かれてくるので、次にタンザニアとウガンダについて簡単にトウモロコシ生産と販売機構を概観して見たい。

タンガニーカにおいては、1949年に政府内に穀物貯蔵部 (Grain Storage Department) が設置され、トウモロコシ、ヒエ、モロコシ、カッサバ、豆類、米等を買付け、貯蔵し、販売していたが、同地域においてもこの管理市場外で流通していたこれら農産物の量は相当大きかったと思われる。Grain Storage Department は1955/56年度のトウモロコシ販売会計で104万ポンドの欠損を計上し、1957年には全額152万ポンドの赤字を負って廃止されることになった(注48)。

その後トウモロコシは自由市場販売にまかされたのであるが、第10表に示されるように1960年までの生産者価格は低下したにもかかわらず、市場販売推定量は増大している。しかし1961~62年には天候不順のため販売量が大幅に低下し、価格は上昇した。1961~62年のような例外を除いては、タンガニーカ全体の需要と供給は第10表の示す限りでは一応釣り合っていると思われる。

1963年にタンガニーカ政府は再び管理販売機構を導入した。すなわち同年に国民農産品ボード (National Agricultural Products Board) を設立し、トウモロコシおよび米の法的国内販売独占機構とし、また国際貿易に関しては前記2製品のほかに、カシューナッツ、落花生、ゴマ、ヒマ種子、ヒマワリ種子等油糧作物の販売独占機構とした(注49)。同ボード設立の理由としては、アフリカ人小農の販売協同組合を育成することが重要な題目として含まれていた(注50)。協同組合のみをボードの代理

業者として認可し育成するという方式は、タンガニーカにおいてこれまでコーヒー、綿花等の産品についてとられてきたものである。しかし輸出入産品と異なり自国民が消費者である産品については、流通の非能率がただちに社会的な問題とされる。歴史の浅い同ボードも、すでに多くの困難に遭遇している(注51)。

ウガンダにおいては、1954年よりトウモロコシ販売は完全に自由化された。これ以前には政府による一定地域での保証価格が定められており、この地域では搬入されたトウモロコシは全量買い付ける義務を政府は負っていた。1953年にはこの保証価格は Mengo および Busoga 地域では1袋38シリング、他の地域では30シリングと発表された(注52)。この高い保証価格の事前の発表により、トウモロコシの作付面積は急激に増し、同年は12万5000トンのトウモロコシを政府は買い付けなければならなかった。けっきょくその多くはケニアおよびタンガニーカに輸出されたが、ウガンダ政府はこの1年で44万ポンドの欠損を出した(注53)。政府はその後トウモロコシ生産を抑制する政策をとり、販売は自由市場にまかせられた。

第11表および第12表はその後のウガンダにおける推定販売量、輸出量、生産者価格の動きを見たものである。推定販売量の数字の精度は相当低いと考えられる。ケニアおよびタンガニーカへの輸出量はあまり多くないが、これはこの2地域が自己の生産者保護のため、ウガンダから安いトウモロコシがはいってくるのを好まず輸入許可を下ろさないため(注54)、このような事情がなければウガンダの東アフリカ全体に対するトウモロコシの供給余力は非常に大きなものとなるであろうと考えられる。ウガンダではトウモロコシはCash Cropであるし、主産地のビクトリア湖沿岸地域は雨量も

第10表 タンザニアのトウモロコシ市場販売量と輸出入

年	平均生産者価格 (シリング/袋)	推定市場販売量 (1000トン)	海 外 輸 出 量 (1000トン)	海 外 輸 入 量 (1000トン)
1955	32.1	121	35.8	nil
1956	28.6	60	106.4	nil
1957	24.9	52	9.1	nil
1958	26.7	68	1.2	0.4
1959	24.9	70	6.2	nil
1960	21.4	78	43.7	nil
1961	33.8	51	2.4	55.4*
1962	33.8	72	0.1	67.6*
1963	32.1	n. d.	0.1	9.9
1964	24.9	n. d.	30.9	n. d.
1965	24.9	n. d.	0.5	6.4

(注) *アメリカ対外援助による輸入を含む。

(出所) Tanzania, *Statistical Abstracts*, 1962, 1964.

Tanzania, *Monthly Statistical Bulletin*, Oct. 1966.

East Africa Customs and Excise Dept., *Annual Trade Reports of Kenya, Uganda and Tanganyika*, 1955~1965.

第11表 ウガンダのトウモロコシ市場販売量と海外および域内輸出

年	生産者価格 (シリング/袋)	推定市場販売量 (1000トン)	海 外 輸 出 量 (1000トン)	東アフリカ 域内輸出量 (1000トン)
1953	30	125	—	19.8
1954	16~18	71	14.4	57.9
1955	28	35	13.4	0.7
1956	16	65	3.2	nil
1957	12~14	45	0.4	3.5
1958	n. d.	20	nil	—
1959	n. d.	20	—	—
1960	30~40	22	1.6	nil
1961	16~22	62	—	9.7
1962	14~30	58	4.3	0.4
1963	20~34*		4.2	11.7
1964	24~38*		1.1	4.5
1965	30~54*		1.6	2.1
1966			27.7	14.7

(注) *Jinja 価格。

(出所) Uganda, *Dept. of Agriculture Annual Reports*, 1953~63.

Uganda, Dept. of Agriculture, *Monthly Price Bulletin*.

East Africa Customs and Excise Dept., *Annual Trade Reports of Kenya, Uganda and Tanganyika*.

一定して地味も肥えている。したがって需要さえ定まってくれば、低コストの生産者として生産は急速に拡大する可能性が強い。ウガンダを主供給

源とする東アフリカのトウモロコシ統一市場は、1952年の East African Cereals Pool の廃止以来姿を消してしまっただが、その再建を提案する者も多い(注55)。

第12表 ウガンダ・トウモロコシ生産者価格の動き
(単位: シリング/袋, Jinjaにおける価格)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1962		24	30	26	22	18	22	22	18	15	15	15	20
1963		20	20	22	22	22	22	22	26	31	32	33	34
1964		36	32	32	36	36	38	28	24	28	27	30	30
1965		30	31	32	42	48	54	32	34	36	35	34	n.d.
1966		n.d.	28										

(出所) Uganda, Dept. of Agriculture, *Manthly Price Bulletin*.

(注36) Kenya, *Report of the Board under the Chairmanship of Sir William Ibbotson on the Marketing of Maize and Other Produce*, 1952, p. 25.

(注37) *Ibid.*, p. 3. この議論は供給の価格弾力性を極度に過少評価している。

(注38) Kenya, *Sessional Paper No. 6 of 1957/58*, p. 5.

(注39) *Ibid.*, p. 7.

(注40) *Ibid.*, p. 11.

(注41) *Ibid.*, p. 9.

(注42) Kenya, *Report of the Maize Commission of Inquiry*, 1966, p. 12.

(注43) *Ibid.*, p. 15.

(注44) 最近ではアフリカ人生産者が協同組合を組織し、これがボードにより認可買付人として許可された場合は、一定量以上の集荷をまとめて駅の倉庫に運搬すれば駅渡保証価格から輸出賦課金および地方税を差し引いたものが支払われるようになった。

(注45) たとえば M. P. Miracle, "An Economic Appraisal of Kenya's Maize Control", *The East African Economic Review*, Dec. 1959.

(注46) *Report of the Working Party of the Maize Marketing Board*, C/M. M. B./W. P./254, 1962, p. 10.

(注47) Kenya, *Report on the Kenya Maize Industry*, by V. G. Mathews, 1963, p. 37.

(注48) Tanganyika, *Annual Report of the Grain Storage Dept.*, July 1956~July 1957, Appendix III, p. 12.

(注49) Tanzania, *National Agricultural Products Board: Official Handbook*, 1964.

(注50) ボードの General Manager とのインタビューによる。

(注51) たとえば米の供給が消費者にしばしばとどかなかつた。Reporter, May 19, 1967参照。タンザニアの一部の協同組合はその非能率のために強く非難された。Tanzania, *Report of the Presidential Special Committee of Enquiry into Co-operative Movement and Marketing Boards*, 1966 参照。

(注52) Uganda, *Report of an Ad Hoc Committee on Maize Marketing*, 1954, p. 5.

(注53) A. Martin, *The Marketing of Minor Crops in Uganda*, H. M. S. O., London, 1963, p. 68.

(注54) 世銀報告書は、ケニアのこのような、ウガンダ・トウモロコシの輸入制限政策を非難している。IBRD, *Economic Development of Uganda*, Baltimore, 1961, pp. 191~192.

(注55) たとえば Y. Kyesimira, "Kenya's Maize Muddle: A Rejoinder", *East Africa Journal*, June 1966, pp. 33~35.

IV 酪農品ボード

第1章で見たように、東アフリカの酪農経営はケニアのヨーロッパ人入植者によって始められ、かれらの協同組合として発展してきた KCC を中心として、バター、チーズ、クリーム等の酪農品製造が行なわれるようになった。しかしながら戦前の段階では、飲用牛乳販売には KCC はあまり手をのばしておらず、搾乳業を兼ねたヨーロッパ人生産者ならびにアフリカ人牧畜民が自由な経路を使って販売していたと考えられる。これに対しヨーロッパ人酪農家の大多数を占める高地地域の Mixed Farmer と呼ばれる人たちは(注56)、KCC がより利潤の多い飲用牛乳販売にもり出すべきだと考えていた。戦時中は東アフリカに多数の軍隊

が駐屯していたので、KCCはこの急速に増えた需要を対象として、飲用牛乳市場に進出した。

1956年にはL. F. Troupを議長とするケニア酪農産業調査委員会の報告書が政府に提出された。同報告書は世界的な酪農品の供給過剰がせまりつつあることを警告し、このためケニア製バターの輸出価格が低落する可能性を指摘しつつ、東アフリカ域内市場において酪農品、特に飲用牛乳の過当競争が起こらないうちに政府は法的な管理体制を整えるべきだという勧告を行なった^(注57)。この主張はKCCが1930年代より主張していたものと全く同じ議論によるものであり、この報告書の勧告に従って1958年に設立されたケニアの酪農品ボード(Kenya Dairy Board 略してKDB)は当然KCCの利益を代表するものであったと考えてもよいであろう。

1956年の酪農産業報告書が勧告したボードの機能は、次のような広範な分野にわたるものであった。すなわち、

(a) 季節ごとの生産を調整するために各生産者に飲用牛乳販売クォータを割り当てるか、あるいは乾期の奨励金を決定しこれを支払う権限を持つ。

(b) 最低限の品質を保証するために、格付規準ならびに標準を定め、買い付け、販売人を認可する権限を持つ。

(c) 生産物を効率的に販売するために、認可買付人の監督、強制買上げ、ボードへの生産物所有権の委譲を行なわしめる権限を持ち、各酪農製品の供給量を調整することができる。

(d) 公平でかつ安定した生産者価格を支払うために、各酪農品の品質規準ごとに生産者価格を固定する、ただし特殊な条件下ではその固定価格を変更すること、ある酪農品に賦課金をかけることによって他の酪農品に補助を与えること、生産者

による販売契約の条件、形式を決定すること、および卸、小売業者の購入、販売価格を規定する権限を持つ。

(e) 消費者に十分で安定的な牛乳の供給を行なうために、小売規準やその他販売条件を規制し、小売業者ならびに生産/販売業者(搾乳業者)を認可し、集荷所ならびに販売所設置を許可する権限を持つ。

(f) 生産、加工の能率を上げるために、事業所内を検査し、登録済生産者、代理業者、加工業者および小売業者より統計あるいは推計を徴集する権限を持つ。またボードの業務遂行のために代理業者を任命し、生産者に種々の便宜を提供して、酪農業の発展をうながすことができる^(注58)。

政府はこの報告書の勧告を全面的に受け入れたのであるが、消費者の利害に大きく影響するいくつかの権限を使用する場合には、ボードは農務大臣の認可を受けねばならないという点についてのみ修正が行なわれた^(注59)。ボードは当初からKCCと緊密な関係を保ち、KCCを唯一の業務代理者として任命した。

KCCは1955年より飲用牛乳販売クォータを生産者に割り当て^(注60)、この利潤の多い市場に対して供給制限策をとってきた。しかしこの場合はKCC以外の供給を管理することはできなかったのであるが、その後酪農品ボードがこのクォータ割当政策を受けつぎ、より広範囲の生産者を対象としてクォータを配分することができるようになったため、供給制限は一段と実行しやすくなった^(注61)。

KCCは各地域の生産者に3種類の乳価を定めている。第13表は1963/64年の生産者価格体系を見たものである。

さらに最近では煉乳および粉乳の原料となる加工用牛乳の需要が増えたため、新たに特約による

第13表 KCC 乳価体系(1963/64年度)

工場地域	Pool I 価格 (クォータ 飲用牛乳) (シリング/ ガロン)	Pool II 価格 (加工用) (シリング/ ガロン)	Pool III 価格 (バター脂肪 を全乳、ガ ロン換算) (シリング/ ガロン)
Nairobi	2.65	1.77	1.23
Naivasha お よび Nakuru	2.30	1.50	0.90
Eldoret	2.03*	1.50	0.90

(注) * プール I とプール II の混合クォータ、Eldoret 地域では必ず Pool I の販売量の 1/2 の Pool II 牛乳を搬入しなければならない。

(出所) Kenya, Dairy Commission of Inquiry Report, 1965 (mimeo) および Dept. of Agriculture, Kenya より筆者の得たデータによる。

買付を始めたが、この特約乳 (Contract milk) の生産者価格は Pool I と Pool II 価格の中間に位置している(注62)。

生産者が価格の高いクォータにできるだけ多くの牛乳を売りたいと願うのは当然で、特にアフリカ人の入植計画地や、古くからのアフリカ人地域で新たに乳牛を買入れた小農からクォータの割当てを要求する声が強くなってきている。1963年6月30日現在の飲用牛乳クォータ希望申込waiting list では、日量 9345ガロンの申込書が認可を待っていた(注63)。このためクォータそのものに価値が発生し、日量1ガロンのクォータが高価で売買されるようになり、ボード自身もけっきょくこれを認めざるをえなくなって、1ガロン当たりクォータにつき10ポンドの価格で生産者間の割当ての移転を許すようになったのである(注64)。

以上見てきたクォータのシステムはアフリカ人による酪農経営への進出を阻むものである。クォータは早くから酪農経営に従事していたヨーロッパ人生産者の既得権益となり、新規参入のアフリカ人生産者には毎年少量のクォータが与えられてきただけであった。ケニア全体で1963年6月現在、587の生産者が日量3万1218ガロンのクォータを

持っていたが、その大部分はヨーロッパ人生産者で、アフリカ人の場合は協同組合単位で1生産者と数えられていたのである(注65)。1965年のケニア酪農調査委員会報告書は、このクォータの問題を調査の中心の一つにすえて、将来クォータの漸次撤廃と、よりゆるやかな条件の特約生産(Contract)によってこれに代えることを勧告している(注66)。

第1章に見たように、ケニアの酪農品は東アフリカ共通の高い対外輸入関税と域内自由市場の存在により、東アフリカ3国にまたがる市場をおさえてきた。特に KCC のバターは東アフリカにお

第14表 KCC バターの市場別販売量

(単位: 1000重量ポンド)

年 *	東アフリカ 市場向	ロンドン 市場向	他の輸出 市場向	計
1954/55	6,281	1,233	1,504	9,018
1958	6,451	784	2,588	9,823
1959	6,572	3,817	3,418	13,808
1960	7,108	2,402	2,666	12,176
1961	7,018	2,419	2,635	12,073
1962	6,870	2,096	1,900	10,866
1963	6,591	3,430	2,509	12,530
1964	6,804	2,727	1,923	11,524
1965	6,732	1,287	2,076	10,096

(注) * 1954/55年は酪農年度。他は暦年。

(出所) Kenya Co-operative Creameries Ltd., Annual Reports.

第15表 KCC バター市場別工場渡価格

(単位: シリング/重量ポンド)

年 度 *	東アフリカ 市場向価格	ロンドン 市場向価格	他の輸出 市場向価格	平均価格
1954/55	3.56	2.86	3.28	3.42
1955/56	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.
1956/57	3.47	2.21	2.87	3.12
1957/58	3.37	2.07	2.74	3.10
1958/59	3.10	1.55	2.33	2.48
1959/60	3.05	2.75	2.59	2.89
1960/61	3.18	2.16	2.87	2.90
1961/62	3.24	1.97	2.64	2.90
1962/63	3.30	2.19	2.51	2.84

(注) * 酪農年度。

(出所) S. S. Heyer, An Economic Survey of the Dairy Industry in Kenya, 1963 (ケニア農務省内部資料)。
Kenya Co-operative Creameries Ltd., Annual Reports.

いて独占的な市場を持ったのであるが、供給量が域内需要を越えているために、相当な量を競争の激しい、海外市場に低価格で売らなければならない。この輸出分の欠損を KCC は東アフリカ市場に販売するバターおよび飲用牛乳を含む他の酪農品に高い価格をつけることにより補っていると見られる。第14表はKCCバターの各市場別販売量、第15表は KCC バターの市場別販売価格差を示したものである。

以上見たようなケニア酪農品ボードと KCC による市場別価格差別政策は、東アフリカ共同市場のシステムを悪用するものであるとして、ウガンダおよびタンザニアから不満が出るのはむしろ当然であろう。これまでウガンダ、タンザニアの両国とも、自然条件その他の困難があることから酪農の自国内での振興にはあまり熱心ではなかったが、最近両国とも酪農品ボードを設置して、酪農品生産に乗り出すことになったのも、このような不満から発しているわけである。しかし三つのボードがこうして東アフリカ市場を分断することによる全体の経済的損失も大きく、やはりなんらかの共同市場を維持しようとする動きが出ることも考えられるが、いずれにしてもケニア酪農品の市場別価格差別政策は解消されねばならないであろう。

(注56) Mixed Farming (混合農業経営)を行なっている農場主。Mixed Farming は農場をいくつかに分けて、小麦、トウモロコシ、牧草等を交互に輪作して、穀物生産と酪農生産を同時に行なう経営方式である。したがってヨーロッパ人の小麦生産者、トウモロコシ生産者、酪農品生産者は異なる人々ではなく同一の人たちをさす場合が多い。

(注57) Kenya, *Report of the Committee of Inquiry into the Dairy Industry*, 1956, p. 18.

(注58) Kenya, "Report of the Committee of Inquiry into the Dairy Industry, 1956", *Sessional Paper*

No. 9 of 1956/57, pp. 5~6.

(注59) *Ibid.*, p. 6.

(注60) K. C. C. Ltd., *Annual General Meeting 1956, Minutes and Chairman's Speech*, p. 6.

(注61) クォータの配分は K. D. B./K. C. C. Joint Quota Committee によって決定される。

(注62) Kenya, *The Dairy Commission of Inquiry Report, 1965* (Mimeo), pp. 11~12.

(注63) Dept. of Agriculture, Kenya より筆者の得たデータによる。

(注64) Kenya, *Dairy Commission of Inquiry Report, 1965* (mimeo), p. 11.

(注65) Dept. of Agriculture, Kenya より筆者の得たデータによる。

(注66) Kenya, *Dairy Commission Report, 1965* (mimeo).

結 び

以上の分析をまとめて次のように結論することができるであろう。

歴史的に見て、東アフリカにおける国内向け農産品のマーケティング・ボードは、ヨーロッパ人入植者の要請のもとに、そのイニシアティブによって設立されたものが主である。その発端は1930年代前半の世界経済恐慌により農産品世界市場価格が下がったため、それまで輸出のほぼ全量を供給していたヨーロッパ人生産者が、東アフリカ域内共通輸入関税で保護された域内市場に供給を転換し、その供給量を制限して価格維持をはかろうとした。そしてアフリカ人を含む全生産者の販売をプールし、一元化しようと試みたことにあった。この要請は小麦を除いて1930年代には十分に達成はされなかったが、第2次世界大戦中の食糧管理の必要からその多くが実現した。戦後もヨーロッパ人生産者の圧力により、この管理体制はマーケティング・ボードあるいは単にボードという名を持って存続し、また強化された。

この場合当然ヨーロッパ人生産者とアフリカ人生産者の生産コストの違いが、ボードによる生産者価格の決定等の際に問題となるわけである。アフリカ人による食糧農産物の生産コストについてはいまだに多くの事柄が不明であるが、東アフリカの場合は、コストは現在に至るまで非常に低いものであると考えられる。これはヨーロッパ人生産者が常にアフリカ人生産者との競争を恐れてきたことから推定できる。域内市場は輸出市場と比べて品質管理の問題もそれほど重要でなく、負債問題の存在しない東アフリカでは、アフリカ人小農は、生産物を比較的自由に販売しうる立場にある。

このような条件下で自由市場を保持してゆくのは、ヨーロッパ人入植者の利益とはならなかった。したがってかれらは政府に働きかけ、政府による市場への供給統制という役割をボードにこなわせたのである。ボードによる生産者価格の固定は、ヨーロッパ人生産者の生産コストを基準として定められるようになった。

小麦のようにアフリカ人生産者が数少なく、アフリカ人の需要も多くない産品についてはこの方式が比較的容易に行なわれたが、トウモロコシや酪農品の場合のように、アフリカ人生産者が多い産品については、問題は簡単ではなかった。特にアフリカ人の多数の主食穀物であるトウモロコシについては、現在のボード方式は多くの問題点を持っている。たとえばヨーロッパ人生産者コストを基準とした価格体系により、ケニアでは供給量が急速に増加し、生産者価格を下回る価格で、大量の輸出を行なわねばならない年が増え、不作の年はボードへのアフリカ人生産者からの供給が激減し、地場市場へ流れる量が増えるのである。地場市場は District 内でのみ取引を許されているか

ら、生産地から離れている都市人口の需要は満たすことができない。

このように現在のトウモロコシ・ボードの役割は国内市場の形成とはほど遠い状態にある。より有効的に国内市場の形成を目ざすためには、アフリカ人生産のトウモロコシの生産性を高め、安価で安定的な市場供給がなされるよう販売機構をより競争的なものに再組織する必要があるのではないかと思われる。この場合には気候的により安定したウガンダを含めた東アフリカ全体としての構想がねられるべきであろう。

ケニアのヨーロッパ人生産者による小麦供給の独占や、酪農品の市場別販売価格差別政策は、東アフリカ3国間に緊張を生み、ウガンダ、タンザニアに独特のボード設置の動きをつくり出した。これまでの同産品に関して存在してきた東アフリカ共同市場がこの動きで分断されるか、現状のわずかな変革にとどまるかはいまだ不明であるが、いずれにしても今後の3国間の協力関係の大きな懸案事項となって残るであろう。

(調査研究部)